

必読

暮らしの法律ナビ

No.46

古物、質屋営業の
消費者被害

古物営業では「貴金属等の訪問買取り」、質屋営業では「偽装質屋」のトラブルが増加している。

①リサイクルショップを名乗る業者が自宅訪問し「何でも買い取る」と言った。古い衣類や家電製品等を出そうとしたが、業者に「貴金属はないか」と言われ、何度も断ったが玄関先に居座られた。②認知症の高齢者の自宅に訪問してきた業者がネックレスや指輪を特に低い価格で買い取った。

付を行う。到底支払えないので生活に困窮することになる。「貴金属等の訪問買取り」は既に特定商取引法で規制強化がされた。また、「偽装質屋」は警察による摘発がされている。これらトラブルに遭っている年代をみると60歳以上が八割を占め、性別は女性が九割である。昼間に自宅訪問する悪徳業者が増加しているのにご注意下さい。

③質屋を名乗る業者（実態はヤミ金融である場合が多い）がチラシ広告で「質草

はなんでもいい」「返済は年金口座から自動引き落とし」等勧誘し、担保価値のない物を質に取り、年金等を担保に違法な高金利で貸

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>